

## 留守宅の放置予防啓発事業に関する協定書

北九州市（以下「甲」という。）とNPO法人ケアマネット21（以下「乙」という。）とは、北九州市内の空き家活用を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が社会的使命と双方の信義、誠実の原則に則り、相互に連携・協力し、留守宅の放置予防について啓発を行うことで、空き家及び空き地発生 of 未然防止、適正管理、流通・活用等の総合的な対策を推進し、快適に暮らせる安全で安心な居住環境を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 留守宅 空き家の状態をいう。
- (2) 空き家 居住世帯のない住宅やその敷地（立木その他土地に定着するものを含む）をいう。
- (3) 空き地 居住世帯のない住宅除却後の敷地（立木その他土地に定着するものを含む）をいう。
- (4) 所有者等 空き家及び空き地の所有者又はその親族をいう。
- (5) 連絡会 空き家活用に関する情報共有又は相談状況の確認の場をいう。
- (6) 留守宅連携パスへの同意書 北九州市の留守宅の放置予防啓発事業において、所有者等が、市へ留守宅に関する情報提供することを同意した場合に記入する書面をいう。

### （甲の役割）

第3条 甲は、乙に、空き家活用に係る甲の事業や制度等に関する情報を提供することとする。

- 2 甲は、所有者等から『留守宅連携パスへの同意書』を受けた場合には、同意書に記載の所有者等へ、空き家活用に関する情報を提供することができる。
- 3 甲は、乙と協力して連絡会を開催することとする。

### （乙の役割）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された空き家活用に係る情報について、所属会員に周知することとする。

- 2 乙は、所属会員が所有者等から空き家及び空き地に関する相談を受けた場合には、速やかに所有者等へ甲を紹介することができる。
- 3 乙は、所有者等が甲に『留守宅連携パスへの同意書』を提出する意向を示した場合は、甲へ送付するよう説明することとする。

4 乙は、甲が実施する連絡会に所属会員を参加させることとする。

(秘密の保持)

第5条 この協定に基づき、知り得た情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

(協定の期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙から書面による解除の申出がない限り、その効力は持続するものとする。

(苦情等の処理)

第7条 この協定に基づく連携・協力の履行に際し苦情等が発生した場合には、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名の上各自その1通を保有する。

平成 31 年 2 月 20 日

甲 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市

代表者 北九州市長

北 橋 健 治

乙 北九州市小倉北区高峰町3番3号

NPO 法人ケアマネット21

代表理事

白 木 裕 子